

マンション管理士 前島事務所通信

2012年(平成24年)3月25日

第00012号(隔月発行)

編集／発行者：前島 英史

住所：京都市右京区龍安寺塔ノ下町20-7

電話：075-462-9100

URL：<http://www.mankan-maejima.com/>

空きスペースの有効活用なら「一部収益事業に」

前提条件

- ・マンションの管理規約が、区分所有者以外の者（非区分所有者）に対して駐車場の外部使用を行うことが可能となっている。
- ・非区分所有者への駐車場の使用による収益は、マンション管理費又は修繕積立金に充当し、区分所有者へは配分しない。

《ケース1》

Aマンション駐車場

内部	外部	内部	外部	内部
外部	内部	外部	内部	外部

【事実関係】

- ・募集は広く行い、使用許可は区分所有者であるかどうかを問わず、申し込み順とする
- ・使用料金、使用期間などの貸し出し条件において、区分所有者と非区分所有者との差異がない
- ⇒ もはや、区分所有者のための共済的な事業とはいえない（単なる市中の有料駐車場と変わらない）

非区分所有者の使用のみならず、区分所有者の使用を含めた駐車場使用のすべてが駐車場業として収益事業に該当する。 ⇒ 全部収益事業

《ケース2》

Bマンション駐車場

内部	内部	内部	外部	内部
内部	内部	外部	内部	外部

【事実関係】

- ・区分所有者の使用希望がない場合にのみ非区分所有者への募集を行い、申し込みがあれば許可する
- ・貸し出しを受けた非区分所有者は、区分所有者の使用希望があれば、早期に明け渡す必要がある
- ⇒ 区分所有者のための共済的な事業と余剰スペースを活用する事業を行っている

区分所有者の使用は共済的な事業（非収益事業）であり、余剰スペースを利用した事業のみが収益事業（駐車場業）に該当する。 ⇒ 一部収益事業

《ケース3》

Cマンション駐車場

内部	内部	内部	内部	内部
内部	内部	内部	内部	外部

【事実関係】

- ・区分所有者の希望がない場合であっても、非区分所有者に対する積極的な募集は行われない
- ・非区分所有者から申し出があり、空き駐車場があれば、短期的な非区分所有者への貸し出しを許可する
- ⇒ 臨時的かつ短期的な貸し出しに過ぎず、非区分所有者への貸し出しは独立した事業とはいえない

非区分所有者の使用による収益は、区分所有者のための共済的な事業を行うに当たっての付随行為とみることができる。 ⇒ 全部非収益事業

モニターレースTMと課税の有無回答



駐車場の「外部使用」に伴う法人税問題で

国税庁は二月十三日付で、分譲マンションの管理組合が区分所有者以外の者に駐車場利用を認める、いわゆる「外部使用」を行った場合の収益事業の判定について、ホムページ上で見解を示しました。国土交通省住宅局長の照会に回答した。が区分所有者の使用希望が認められる場合に限って、外部で使用者を募り、申込があれば許可する一方、区分所有者を優先する条件を設定している。駐車場全体が収益事業に該当するのではないかと見解を示す。これは、外部への貸し出し分だけが収益事業に当たるまり、税対象になる、との見解も示された。されど、外の「外部使用」について国税庁が回答したのは、今回が初めて。空き駐車場の有効活用を検討する中で、課税の基準が分からず、「外部使用」に二つとつては、一定の指針になりそうだ。（マンション管理新報第866号より）

判例:役員中傷のビラ配布・暴行、関係者への業務妨害は 『共同の利益に反する行為』

区分所有者の主な行為

(H 19-21年の三年間)

◆名譽き損 文書領布

- ・理事長をひぼう中傷するビラを各戸配布
 - ・理事長の勤務先の関連会社にビラ送付
 - ・マンション周辺に特定の役員が管理組合資金を恣意的に運用したかのような文書を張付
 - ・マンション周辺に役員が修繕積立金を横領しているかのような文書を張付

◆管理組合の取引先等に対する 業務紹介

- ・マンションを調査していた人間に工事を中止するよう脅すような行為をするなどした
 - ・工事業者の現場事務所に押し掛け大声。いすを振り上げる。
 - ・別の業者に工事を辞退しろと電話で威圧
 - ・上記とは別の理事長の勤務先に電話

◆関係者に対する暴行・嫌がらせ

- ・コピーの私の利用をとがめた理事長に暴行
 - ・同様の行為をとがめた役員に暴行
 - ・別の管理組合役員に暴行
 - ・理事長宅などにビラ投かん
 - ・理事長就任者に対し電話・FAXで攻撃。ビラ投かん。大声を上げながら玄関扉をたたく

最高裁の判決については「当然の判決です」と述べた。(マンショングリード)

57条に基づき差し
訴え、マンションの正の利益に反する行為』
が单なる特定の個人に對する中傷等の域を超え、
判決はまず、五十七条に基づく差止め等の請求は「内部の不正を指摘し、是正を求める者との言動を多数の名において封じるなど、少數の言動の自由を必要以上に制約することにならないよう、要件を満たしているか否かを判断するには慎重な配慮が必要」と、文書の配布等が直ちに「共同の利益に反する行為」に該当するものではないとの常識的な解釈を提示。その上で那須弘平裁判長は、管理組合役員を誹謗・中傷するなどの文書を配布するなど行

原告は神奈川県の団地型物件の管理組合元理事長。区分所有法五七条に基づく差止めは、団地の場合、相手方が居住する棟で決議を行いう必要がある。相手方は、团地の場合、相手方が居住する棟で決議を行いう必要がある。相手方の態度を「マンショ

代表する形で原告に指定され、提訴した。原告は法廷で相手方の態度を「マンショ

理事長も辞任する

止め請求

**理事長も辞任する
管理運営に深刻な影響**

の代組
大理合管
坪人側理

中傷ビラなど管理組合役員らの名誉をき損する文書をまいたり、暴行を働く、工事業者に工事を辞退するよう迫るなどの区分所有者の行為は「共同の利益に反する行為だ」として管理組合側の代表者が区分所有法五七条一項に基づき行為の差止めを求めた訴訟の上告審で最高裁第三小法廷は、管理組合側が敗訴した控訴審判決を破棄し、東京高裁に審理を差し戻した。

めさせたりするには、東京高裁判決が指摘する
ように被害を受けた本人が個別に指し止め等
を求める手段があるが、

第13小法廷裁決／最高法院「正常な管理阻害される場合は該当の余地

編集後記

少しずつ暖かくなってきました。京都ではそろそろ桜の便りが聞こえてきそうです。東日本大震災から1年が経過しましたが、いまだ遅々として復興は進んではいません。この春の足音のように、確実に着実に復興が進んでいくことを願っております。